

親と先生の会規約

第1条〈名称および所在地〉

本会は幡代小学校PTAと称し、事務所を東京都渋谷区初台1丁目32番12号（渋谷区立幡代小学校校内）に置く。

第2条〈目的〉

本会は次の目的を達成するために親と先生が協力して活動する、任意団体である。

1. 児童の幸福な成長をはかる。
2. 教育に関する理解を深め、よい教育環境をつくる。
3. 会員相互の親睦をはかり、教養を高める。

第3条〈会員〉

会員は幡代小学校児童の保護者及び教職員で本会の目的に賛同する者とする。

第4条〈校長〉

校長はすべての会合に出席し意見を述べることができる。

第5条〈役員〉

本会は次の役員をおく。

1. 会長 1名（保護者の中より1名）
2. 副会長 3名以上（保護者の中より2名以上、教職員より1名）
3. 庶務 4名以上（保護者の中より3名以上、教職員より1名）
4. 会計 4名（保護者の中より3名、教職員より1名）

第6条〈役員を選出〉

保護者側の役員は推薦委員会の推薦を得て選出され、総会において承認される。

教職員の役員は教職員間で選出され、総会において承認される。

第7条〈役員任期〉

役員任期は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、再任を妨げない。

第 8 条 〈役員の仕事〉

1. 会 長

- (1) 会務を総括し、会を代表する。
- (2) 総会・運営委員会を招集する。

2. 副会長

- (1) 会長を補佐し、会長の事故あるときは、その代理をし、或いはその任務を受け継ぐ。

3. 庶 務

- (1) 本会の運営に関する庶務を行う。
- (2) 他団体との連絡・渉外に関することを行う。

4. 会 計

- (1) 総会が議決した予算にもとづいて一切の会計事務を処理する。
- (2) 本会の財産を管理する。

前記の役員は役員会を構成する。

会長以外の役員に欠員が生じた場合は運営委員会の承認によって補充する。但し、任期は前任者の残存期間とする。

第 9 条 〈会 費〉

会費は一世帯月額 300 円とする。

第 10 条 〈経 費〉

本会の活動に要する経費は、会費・その他の収入により支弁される。

第 11 条 〈会計年度〉

会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 12 条 〈経 理〉

本会の経理は総会において議決された予算にもとづいて行い、決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 13 条 〈総 会〉

1. 総会は本会の最高の議決機関であり、全会員によって構成される。
2. 総会には定期総会と臨時総会があり、会長が招集する。議長はその都度会員の中から選任される。

3. 定期総会は毎年年度初め、年度末に開催する。臨時総会は、会員の5分の1以上の要求があった場合、または運営委員会が必要とした場合に開催する。
4. 総会審議は書面（電磁的記録を含む）によるものとする。但し、会員の出席が必要と運営委員会が認めた時は集会形式とする。
5. 総会は、全会員の3分の1以上の表決書（電磁的記録を含む）の提出または出席があった場合に成立する。
6. 総会の議事は、表決書（電磁的記録を含む）の提出者または出席者の過半数をもって議決する。賛否同数の時は議長が決定する。

第14条〈議案〉

総会の日程・議事・その他の必要な事項について会長は開催日の3日前までに告示しなければならない。

第15条〈総会における決議事項〉

総会は次の事項を決議する。

1. 規約の改廃
2. 予算
3. 決算
4. 役員を選出（会計監査委員を含む）
5. 活動計画及び活動報告
6. その他

但し、第1項については第13条の規定にかかわらず表決書（電磁的記録を含む）の提出者または出席者の3分の2以上の賛成がなければ決めることはできない。

第16条〈役員会〉

役員会は、本会活動全般の会務を、総括、把握し、会長が招集する。

第17条〈運営委員会〉

運営委員会は役員及び各学級代表1名、各委員会正・副委員長、各学年より1名の教職員で構成し、会長が招集する。

1. 総会の決定にもとづき会の運営を協議実行する。
2. 臨時総会を設置し、または廃止する。
3. 補正予算を協議し、決定する。
4. その他、他の運営に必要な事項を協議実行する。

第18条〈学年委員会〉

学級代表、広報委員、校外生活委員及び学年の教員をもって構成する。

第 19 条〈学級委員会〉

各学級より選出された学級代表、広報委員及び校外生活委員を学級委員という。学級委員は学級委員会の運営にあたる。

但し、運営については内規による。

第 20 条〈広報委員会〉

広報委員及び担当の教職員をもって構成する。

但し、運営については内規による。

第 21 条〈校外生活委員会〉

校外生活委員及び担当の教職員をもって構成する。

但し、運営については内規による。

第 22 条〈会計監査委員〉

総会で承認された 2 名の委員で構成し、本会の会計を監査する。

第 23 条〈役員及び会計監査委員選出方法〉

役員及び会計監査委員選出にあたっては、各学年推薦委員会及び代表推薦委員会で行う。

各委員長の選出は互選とする。

1. 各学年推薦委員会

(1) 構成

各学級の会員の中より 2 名（但し、6 学年は除く）

(2) 役割

役員及び会計監査委員候補者の推薦方法を考慮し、原則として各学年より 1 名以上 3 名以内の候補者を推薦する。

2. 代表推薦委員会

(1) 構成

各学年推薦委員会の中より 5 名

運営委員の中より 1 名

教職員の中より 2 名

役員の中より 1 名

(2) 役割

代表推薦委員会及び各学年推薦委員会の推薦方法などを提案する。

各学年推薦委員会より推薦された役員及び会計監査委員候補者の役割分担を調整する。

代表推薦委員会で確認された役員及び会計監査候補者を、総会に提案する。

第 24 条 （会員の個人情報の取扱いについて）

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

付 則

1. 規約の疑義についての解釈は議決機関によって行う。
2. 本会規約は平成 19 年 4 月 1 日より実施する

付記：2019年（令和元年）5月16日 一部改正
2022年（令和4年）3月25日 一部改正
2024年3月15日 一部改正

親と先生の会規約内規

1. 役員会の活動は、主に次のものとする。

- (1) 役員の仕事（規約第8条）をもって業務とする。
- (2) 本会の骨子を検討し、会員に周知、徹底するように運営していく。
- (3) 上記(1)(2)は、役員会の合意により、承認し、運営委員会にはかる。
- (4) 役員会は、年度初め総会を開催するために、前年度役員の仕事の協力を求めることができる。

2. 学級代表

- (1) よりよい学校づくりのために学級PTAを運営し、先生と保護者との情報交換をして連絡を密にする。
- (2) PTA活動の連絡調整をする。
- (3) 学級代表は学級活動と各委員会活動との交流に努める。

3. 学年代表

- (1) 学級代表の中より1名の学年代表を選ぶ。
- (2) 学年委員会を招集し、各学級代表が仕事を円滑に遂行できるように助力する。

4. 広報委員

- (1) 各学級において1名以上選出し広報委員会を構成する。
- (2) 広報委員会は会員相互の理解を深めるために本会及び地域社会の情報を交換し、集録し、広報活動を行う。
- (3) 広報委員会は委員長1名、副委員長1名～3名を互選し運営にあたる。
- (4) 広報委員は学級代表を補佐し、学級活動に協力する。

5. 校外生活委員

- (1) 各学級において1名以上選出し校外生活委員会を構成する。
- (2) 校外生活委員会は児童のよりよい校外生活を指導し、健全な地域社会をつくるよう努める。但し、その活動は全会員の協力によるものとする。
- (3) 校外生活委員会は委員長1名、副委員長1名～3名を互選し運営にあたる。
- (4) 校外生活委員は学級代表を補佐し、学級活動に協力する。

6. 臨時委員会

本会の円滑な運営をはかるために設置し、記念行事、年度内短期間行事等を運営、実行する。

7. サークル活動

運営委員会の承認を得て作ることができる。原則として必要経費は活動に参加するものが負担する。

8. 慶弔規程

- (1)弔意 父母（但し父母に代わる者を含む）
教職員・児童 …………… 10,000円
- (2)傷害見舞 児童・教職員
継続1か月……………5,000円程度の見舞金
- (3)災害見舞 一世帯……………5,000円
状況によって運営委員会にはかる。
- (4)表彰規程 転任、退職の教職員に記念品を贈呈する。
記念品代は5,000円を限度とする。
役員の退任に際しては適当な方法をもって感謝の意を表す。
- (5)その他必要に応じ役員会または運営委員会で討議する。
但し、緊急の場合は会長に一任する。

付 則

- (1)規約内規の疑義についての解釈ならびに規約内規の改正は運営委員会によって行う。
- (2)本会規約内規は平成15年4月1日より実施する。

個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この個人情報取扱規則は、幡代小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求・管理業務のための連絡
- (2) 本会役員・委員・会員名簿等の作成
- (3) 行事・委員会・地区活動など各種本会活動のための連絡
- (4) 本会活動に必要なアンケートフォーム、文書等の送付
- (5) その他、会員に事前に同意をいただいた目的

(個人情報の取得)

第5条 本会は、個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

2 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長もしくは管理担当者宛に書面、又は電子データで提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) Eメールアドレス
- (4) その他必要とするもので同意を得た事項

3 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

(同意の取り消し)

第6条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

- 2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除対象から除くものとする。

(管理)

第7条 個人情報の管理者は、PTA会長とする。

- 2 個人情報の取扱者は、PTA役員及び管理者が指定した当会会員とする。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第8条 個人情報は、管理者又は取扱者が保管する。

- 2 個人情報は、紙媒体は施錠保管、電子データはアクセス権を制限するなど情報漏洩対策を講じて保管する。
- 3 個人情報を取り扱う電子機器等については、適宜、適切な情報漏洩対策を講じるものとする。

(第三者提供の制限)

第9条 個人情報は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条 個人情報を第三者(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名

- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 第三者（第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名／住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(秘密保持義務)

第12条 管理者、及び取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第13条 管理者、及び取扱者は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

- 2 本会が保有する個人情報データの開示請求を会員が行う場合、電子記録媒体での受け渡し、Eメールでの送信、書面での郵送など開示方法は会員本人が指定できるものとする。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報を漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

- 2 漏えい等が発生した場合、個人の権利利益を害するおそれ大きい事態については、本人への通知を行うものとする。

(苦情の処理)

第15条 管理者、及び取扱者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(問い合わせ)

第16条 本会にて取り扱う個人情報の取扱いに関しては、PTA役員会が指定するEメールにて、個人情報の管理者であるPTA会長もしくは管理担当者宛に問い合わせるもの

とする。

附則

本取扱規則は、2024年4月1日より施行する。

なお、この取扱規則は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会の役員によって構成される役員会で協議・検討し、運営委員会の承認を得た上で、改定することができる。

取扱規則を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。